

保険加入の案内

*** (公財)富山市スポーツ協会では傷害保険(国内旅行傷害保険)に加入します***

入院・通院について治療日数1日目から、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

死亡	後遺障害(最高)	入院(1日につき)	通院(1日につき)
1,000万円	1,000万円	5,000円	2,500円

- 保険の対象として、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒は対象外となります。(不可抗力による熱中症はお支払い可)

※対象とならない怪我

- ①野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
- ②成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)

- 活動場所へ行く際の経路往復中の事故も補償します。
- 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、通院保険金の支払日数は、90日が限度となります。
- 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。
- 入院・通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

*事故が発生した際は、当協会職員まで直ちにお知らせ下さい

*保険の詳細については、右記担当までお問い合わせ下さい

公益財団法人 富山市スポーツ協会
富山市野外教育活動センター
Tel457-2311 fax457-2277
〒930-2117 富山市山田赤目谷 16-2